

学融合推進センターCPIS Report取扱要領

平成24年10月12日

学融合推進センター運営委員会決定

(目的)

第1. 総合研究大学院大学学融合推進センター（以下「センター」という。）は、センター規則第2条の目的達成の一環として学融合推進センターCPIS Report（以下「レポート」という。）を発行する。

(内容)

第2. レポートは、第1条の目的に沿った教育研究に関する「論文 (Article)」「レビュー (Review)」及び「講義録 (Lecture)」の区分に属するものを掲載する。

- ① 「論文」とは、新たな知見または見解を示した研究成果を論述したものをいう。
- ② 「レビュー」とは、センターの活動に関連する実践報告等をいう。
- ③ 「講義録」とは、センターの活動として行われた講義（セミナー等も含む）の記録をいう。

(編集委員会)

第3. センター運営委員会は、センター運営委員会規程第8条に基づき、編集委員会を設置する。

2 編集委員会は、次に掲げる者で組織する。

- ① センター長
- ② センター長が指名するセンター所属の教員3名以上

3 本レポートの編集委員長はセンター長とする。

4 編集委員会は、提出された原稿が本誌の目的に一致しているか、さらに「論文」の場合には学術論文としての一定のレベルに達しており、掲載することが適切であるかどうかを決定し、投稿者に審査の結果を通知する。
なお、修正が必要な論文は再審査を経て掲載の可否を決定する。

5 前項による審査を経ても掲載の可否が判断できない場合は、非掲載とすることができる。

6 その他、編集委員会における審査において必要な事項は、編集委員会が別に定める。

(発行方法等)

第4. レポートに掲載された論文等の公開方法は、総合研究大学院大学学術情報リポジトリを通じてインターネット上での電子公開を基本とする。なお、冊子体の発行は、編集委員会の議を経て予算措置が可能な範囲において年に数回程度発行することができる。

(投稿資格)

第5. 本誌に筆頭執筆者として投稿できる者は、センター所属教員またはセンター運営委員会委員の推薦を受け、編集委員会が投稿を認める者とする。なお、投稿者の推薦教員は「出版担当者」として本レポートに氏名を

公表するものとする。

- 2 レポートに投稿し掲載しようとする論文等は、他の著作物の著作権を侵害していないこと及び著作権許諾が必要な引用に関する転載許諾等の手続きについて、投稿者の責任において行われるものであること。
- 3 投稿を行うために必要な手続きについては、別に定める。

(著作権及び電子化公開の権利)

第6. 本レポートに投稿し掲載する論文、レビュー、講義録等の著作権はセンターに帰属する。ここでいう著作権には、電子メディア化する権利、複製権、上映権、公衆送信権、口述権、頒布権、翻訳権、翻案権、二次的著作物の利用権を含む。

(執筆者の権利)

第7. 投稿者は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の提供を受ける者から料金を受けない場合には、自著の掲載論文を編集委員会の許諾なしに、複製し、印刷媒体・電子媒体等を通じて配布・公開することができる。但し、当該レポートの号数・発行年等の出典及び著作権者であるセンターの名称を明記しなければならない。

- 2 投稿者は、自著の掲載論文の全部又は一部をそのままの形で、又は一部を改変して他の著作物に転載することができる。但し、事前に文書で編集委員会に届け出るとともに、出典及び著作権者名を明記しなければならない。また、必要な場合には著作者が所属する機関の権限を有する者の同意を得なければならない。
- 3 レポートへの掲載により掲載原稿の著作権を本学に帰属させた後も、下記の権利は執筆者が保有するものとする。

- ① 著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）
- ② 執筆者が自分の業績をまとめる際にその一部分として使用する権利

(執筆要領)

第8. 執筆要領は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成24年10月12日から施行し、10月1日から適用する。